

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 -

基準（案）及び基準の運用（案）対比表

改 正		現 行 (基準部分のみ)	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)		
<p>1 基準の位置付け</p> <p>この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された排水機場の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p>	<p>1.1 基準の運用の位置付け</p> <p>この基準の運用（以下「運用」という。）は、国営造成施設の管理に当たり、土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - （以下「基準」という。）を適用する際の運用について定めるものである。</p> <p>1.2 基準の適用範囲</p> <p>この基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定により行われた国営土地改良事業によって、農用地における営農上過剰な水を排除することを目的に新築又は改築された排水機場について適用する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>1.1 基準の趣旨及び適用範囲</p> <p>この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された排水機場の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p>	
<p>2 管理の基本</p> <p>排水機場の管理は、環境との調和に配慮しつつ、排水機場の機能を適正に発揮させるとともに、その機能を維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うことを基本とする。</p> <p>この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>2.1 管理の基本</p> <p>排水機場の管理は、環境との調和に配慮しつつ、受益地の営農に支障を生じさせない内水位を保持するため、平常時及び洪水時等において排水機能を適正に発揮させるとともに、構造物及び設備の機能を維持保全し、安全性を確保する。</p> <p>【運用の解説】</p> <p>「施設の補修整備の際の地域の田圃環境整備マスタープランとの調和や、排水機場に集積するゴミ対策や混住化に伴う騒音・振動対策の対応並びに機場建屋及び機場周辺の環境との調和への配慮について記述。」</p>	<p>1.2 管理の基本</p> <p>管理は、排水機場の機能を適正に発現させるとともに、その機能を維持保全し、かつ、安全性を確保するよう行うことを基本とする。</p> <p>この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>【主要項目4】</p> <p>土地改良法の改正において、事業の目的及び原則に「環境との調和に配慮」が追加されことに伴う変更。</p>

改 正		現 行	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)		
<p>3 管理の組織及び体制</p> <p>排水機場の管理に当たっては、当該排水機場の管理のための組織を設け、<u>管理の基本方針、費用負担、洪水時の措置等を定めなければならない。</u></p> <p><u>管理主体は、この決定事項に従って管理を行うものとする。</u></p> <p>また、管理技術の向上に努めるとともに、排水機場の機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p> <p>なお、関係自治体や他の排水施設と相互に連携を要する場合には、<u>地域全体の排水に関する協力体制を確立する必要がある。</u></p>	<p>3.1 管理組織</p> <p>管理組織においては、排水機場の管理に係る基本方針、費用負担、洪水時の措置等の事項について、<u>受益者との調整及び意思決定を行うとともに、当該組織の役割と権限等を明らかにしておくものとする。</u></p> <p>3.2 管理体制の整備・確立</p> <p><u>排水機場の管理を適正に行うため、維持管理事業の開始に伴い、土地改良法第7条に基づき定められる維持管理事業計画、並びに操作規程等を基に、管理体制の整備・確立を図ることとする。また、設備の規模等に応じて「電気主任技術者」等の法令に定められている有資格者を適切に配置するものとする。</u></p> <p>3.3 関係自治体等による協議組織</p> <p>排水地区に非農用地（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第1項に規定する農用地以外の土地をいう。）が多く含まれる地区等においては、関係自治体等を含めた管理に関する協議組織等を設け、<u>運転管理方法や洪水時等の措置並びに費用負担について協議を行うとともに、住民への広報活動等を通じ、地域全体の排水に関する理解と協力体制を確立する必要がある。</u></p> <p>3.4 排水施設間の連携</p> <p><u>同一の排水地区に管理主体が異なる排水機場が存在する場合には、効率的な排水機能の発揮に資するよう相互に連携を図る必要がある。</u></p>	<p>第2章 管理の組織及び体制</p> <p>2.1 管理組織</p> <p>排水機場の管理に当たっては、当該排水機場の管理のための組織を設け、排水の基本方針、排水機運転計画、洪水時の措置などを定めなければならない。</p> <p>また、排水地域内に非農用地（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第1項に規定する農用地以外の土地をいう。）が多く含まれる地区などにおいては、関係自治体などを含めた管理に関する協議組織などを設け、地域全体の排水に関する協力体制を確立することが望ましい。</p> <p>2.2 管理体制の整備・確立</p> <p>排水機場の管理に当たっては、管理責任者を配置し、施設の規模に見合った管理要員を確保するとともに、管理要員の育成・管理技術の向上により管理体制の整備を図り、もって適切な管理を行うものとする。</p> <p>2.3 電気主任技術者</p> <p>排水機場の管理に当たって、電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務を伴う場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところにより電気主任技術者を選任するものとする。</p> <p>2.4 その他の技術者</p> <p>排水機場並びに附帯施設及び管理施設の規模並びに内容等に応じて必要な人員を確保し、配置するものとする。</p>	<p>【主要項目2】</p> <p>基準には、管理の組織及び体制の基本事項について記述。</p> <p>基準の運用に、「他の排水機場間の連携」を追加。</p>

改 正		現 行	備 考
基 準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）		
<p>4 気象・水象の観測 排水機場の運転管理を適正に行うため、排水機場地点及び近傍の気象・水象の所要項目の観測を行い、集水域の気象特性及び流出特性を把握するものとする。</p>	<p>4.1 観測及び観測データの活用 排水機場の運転管理に当たっては、排水機場地点及び近傍の気象・水象に係る所要項目について観測を行うとともに、効率的に情報を収集し、平常時及び洪水時等の運転管理に活用するものとする。</p> <p>4.2 観測施設の設置及び観測 気象・水象の観測に際しては、必要な精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p> <p>4.3 流出特性の把握 気象・水象の観測結果に基づき、集水域の気象特性・流出特性を十分把握するとともに、<u>必要に応じて流出予測手法を構築するものとする。</u> また、流出予測手法については、<u>必要に応じて見直し、その改良に努めるものとする。</u></p>	<p>第3章 気象・水象の観測・解析 3.1 観測の項目と目的 排水機場の管理を適正に行うため、排水機場地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測するものとする。</p> <p>3.2 観測施設の配置及び観測 気象・水象の観測に際しては、必要な精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p> <p>3.3 流出特性の把握 気象・水象の観測結果に基づいて、当該流域の気象特性・流出特性を十分把握し、排水管理に際してこれを活用するように努めなければならない。 〔解説（局長通知）で流出予測モデルについて記述。〕</p>	<p>流出予測手法の構築と必要に応じての見直し、改良を行うことについて記述。</p>
<p>5 平常時の運転管理 <u>平常時の運転管理に当たっては、営農及び気象の状況等から排水地区の用水・排水状況を的確に把握し、内水位を適切に保持するものとする。</u></p>	<p>5.1 平常時の運転管理 平常時における排水機場の運転管理は、操作規程に基づき自然排水又は機械排水により、排水地区の用水・排水状況を把握しつつ、営農等に配慮し適切な内水位の保持に留意して行うものとする。</p> <p>5.2 洪水時等に備えた管理運転 <u>洪水時等に安全・確実な運転管理を行えるように、平常時に適宜管理運転を行うものとする。</u></p>	<p>第4章 運転管理 4.1 排水機場の操作規程 排水機場を設置し、機械排水を行う場合は、原則として操作規程を定め、これにより操作をしなければならない。</p> <p>4.2 平常時の運転管理 平常時における排水機場の運転管理は、操作規程に基づき自然排水又は機械排水により営農等にかかわる地区内水位の確保に留意して行うものとする。 〔解説（局長通知）で管理運転について記述。〕</p>	<p>【主要項目2】 「平常時」では、「洪水時に備えた管理運転の実施」について記述。</p>

（参考） 「5 平常時」、「6 洪水時等」の運転状態区分については、参考資料2 - 3用語の定義を参照

改 定		現 行	備 考
基 準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）		
<p>6 洪水時等の運転管理 洪水時等の排水機場の運転管理に当たっては、排水機場操作規程等を遵守するものとし、気象・水象の状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。</p>	<p>6.1 洪水時等の管理体制 洪水時等とは洪水時を含め、洪水が発生する前の段階から洪水が終息した段階までとし、洪水警戒時、洪水時及び非常時とする。 洪水時等の運転管理に当たっては、操作規程等に基づきそれぞれの状況に応じて、管理体制をとるものとする。</p> <p>6.2 洪水時等の関係機関に対する通知 運転管理の状況により公共の利益に重大な影響を生ずると認められるときは関係機関に通知するものとする。また、必要に応じて一般住民への周知を図るものとする。</p> <p>6.3 運転制限の措置 洪水等により排水先の河川水位等が危険な場合は、操作規程等に定めた運転管理手順に従って、運転制限を行う必要がある。 併せて、運転制限を実施するに当たっては、事前に関係機関へ連絡するものとする。 また、運転制限を行う条件、内容等について河川管理者等と協議した上で決定し、操作規程等に定めるものとする。</p>	<p>4.3 洪水時の運転管理</p> <p>4.3.1 一般事項 洪水時における排水機場の運転管理は、操作規程に基づき実施するほか、気象・水象状況を把握し、排水機場への流入量、排水河川の水位等の予測を行いつつ、その予測結果を活用して行うよう努めなければならない。</p> <p>4.3.2 洪水排除の際の関係機関に対する通知 機械排水を行うこと又は樋門及び水門を操作することにより公共の利益に重大な影響を生ずると認められるときは関係機関に通知するものとする。また、必要に応じて一般住民への周知を図るものとする。</p> <p>4.3.3 運転制限の措置 洪水により排水先の河川水位が危険な状況となり、機械排水の運転制限を行うことが必要であると予測される場合は、当該制限条件を操作規程に定めるものとする。</p> <p>4.3.4 異常時の措置 事故により洪水排除に影響が生じると認められるときは、機能の早急な回復に努めるとともに、その状況について関係機関に通知するものとする。 また、被害を伴う恐れのある地震が発生したときは、機械設備の運転を中止して、被害状況を調査し、施設の安全を確認したのち運転を再開するものとする。</p> <p>4.3.5 洪水予備警戒時の措置 洪水予備警戒時には、排水機場を適切に管理するための要員の確保を行うため連絡手続を行うものとする。 また、気象・水象情報の収集、関係機関との連絡、管理のために必要な機器類及び資材の点検、内外水位の予測並びに排水機場操作に関する記録等に関する準備を行うものとする。</p>	<p>洪水時の管理体制や運転制限を行う条件等について、操作規程等に定めることについて記述。</p> <p>異常時の措置は、運用7.1に再編する。</p>

改 正		現 行	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)		
	<p>6.4 洪水警戒時の措置 洪水警戒時には、必要な気象・水象の情報を収集するとともに、要員の確保、関係機関への連絡を行う。</p> <p>6.5 平常時運転から洪水時運転への移行 洪水警戒時にあつては、平常時運転から洪水時運転への移行を適切に行うよう留意する。 平常時運転から洪水時運転への移行の決定に当たっては、過去の経験を踏まえるとともに、気象・水象の情報を収集して出水予測を行い、その予測結果を活用する必要がある。</p> <p>6.6 洪水時の措置 洪水時運転による内水排除の必要が続く場合には、内外水位、塵芥処理等に注意をはらい、安全な排水機場管理により内水排除に努めなければならない。 〔運用の解説では、今後の降雨量予測によっては、予め内水位を下げるための予備運転を行い洪水に対処することも明記。〕</p> <p>6.7 非常時の措置 内水位の上昇による機場内の浸水や排水地区の水位上昇による被害が予想される場合は、必要に応じて機場内の浸水対策、排水地区の出水状況把握及び関係機関との連携を図り、被害の低減・防止に努めるものとする。 〔運用の解説では、予想される対応策を想定し、要因の確保と行動すべき内容について周知する必要性について記述。〕</p> <p>6.8 洪水時体制及び洪水警戒時体制の解除 気象台からの大雨等に関する注意報又は警報が解除され、内水位が平常時水位に復帰したとき、又は収集した気象・水象の情報に基づき洪水の発生のおそれなくなったときには、洪水時体制又は洪水警戒時体制を解除する。</p>	<p>4.3.6 洪水警戒時の措置 洪水警戒時には、要員を確保し、関係機関へ連絡するとともに、気象・水象状況の情報を収集して流入量の予測を行い、その予測結果を活用して排水に対処するよう努めなければならない。</p> <p>4.3.7 洪水時の措置 洪水時には、内外水位、塵芥処理等に注意をはらい、安全な排水機場管理により洪水排除に努めなければならない。</p> <p>4.3.8 洪水予備警戒体制及び洪水警戒体制の解除の措置 気象台からの大雨・洪水等に関する注意報又は警報が解除され、洪水が終ったとき、又は洪水の発生の恐れがなくなったときは、洪水予備警戒体制又は洪水警戒体制を解除する。 なお、関係機関への連絡は速やかに行うものとする。</p>	<p>「洪水予備警戒時」は、「洪水警戒時」に再編。</p> <p>【主要項目2】 近年、増加傾向にある大雨・短時間強雨に対応するための措置として、過去の経験や出水予測を活用し、予め内水位を下げる運転を行うなど、平常時運転から洪水時運転への適切な移行について記述。 また、被害想定内水位を超える非常時の措置について追加。</p>

改 正		現 行	備 考
基 準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）		
<p>7 異常時の運転管理 <u>予期せぬ故障や地震等が発生した場合の排水機場の運転管理に当たっては、状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。</u></p>	<p>7.1 異常時の措置 事故及び施設の故障等により内水排除に影響が生じると認められる時は、機能の早急な回復に努めるとともに、その状況について関係機関に通知するものとする。 また、被害のおそれのある地震が発生したときは、排水機場の運転を中止して、被害状況を調査し、施設の安全を確認したのち運転を再開するものとする。 なお、想定を超える事態に対しては、管理主体の判断により、臨機の措置をとる必要がある。</p> <p>〔運用の解説〕 予想される対応策を想定し、要因の確保と行動すべき内容について周知する必要性について記述。</p> <p>7.2 異常時に備えた対応 <u>異常時に備え、対応策を検討しておく必要がある。</u></p> <p>〔運用の解説〕 <u>被害のおそれのある地震が発生した場合の点検や、異常時に備えた危機管理対応について準備しておく必要がある旨を明記。</u></p>	<p>（再掲） 4.3.4 異常時の措置 事故により洪水排除に影響が生じると認められるときは、機能の早急な回復に努めるとともに、その状況について関係機関に通知するものとする。 また、被害を伴う恐れのある地震が発生したときは、機械設備の運転を中止して、被害状況を調査し、施設の安全を確認したのち運転を再開するものとする。</p>	<p>【主要項目2】 予期せぬ故障や地震等が発生した場合の措置について記述。</p>

改 正		現 行	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)		
<p>8 構造物の保全管理 排水機場の正常な機能を維持するため、構造物の点検及び整備を計画的に実施するものとする。</p>	<p>8.1 構造物の点検及び整備 構造物について、<u>巡視・計測等の点検を計画的に実施し、変状や要因を把握するものとする。</u> また、<u>点検結果に応じて計画的に整備を行い、その機能を長期に亘って維持するとともに、使用している間の費用を低減するよう配慮するものとする。</u> なお、<u>点検及び整備の結果は、その記録を整理し、保管するものとする。</u></p> <p>8.2 臨時の点検 一定規模以上の地震、洪水又は大雨が発生した場合、あるいは排水機場の保全管理上必要と認められる場合は、排水機場の状態を把握するために必要な臨時の点検を行うものとする。</p> <p>8.3 応急措置 <u>点検の結果、排水機場の保全管理上、整備が必要と認められた場合は、応急措置を行い、排水機場の機能保全に努める必要がある。</u></p> <p>8.4 周辺の整備及び環境保全 排水機場の正常な機能を維持するため、接続する排水路等から流入する塵芥の処理、堆積土砂の排除、場内の除草清掃、管理用道路の補修等の周辺の整備を行うとともに、排水機場からの騒音、振動、排出ガスについて各々関係する法令を遵守し、適切な周辺の環境を保全するものとする。</p> <p>8.5 人身に対する安全管理 排水機場及び導水路の管理要員並びに周辺住民等の安全を図るため、保安設備の設置、保全等を実施し、事故の防止に努めるものとする。</p>	<p>第5章 機場及び接続する排水路等の管理 5.1 維持管理 5.1.1 排水機場の維持・保全 排水機場の正常な機能を維持するため、点検、整備、修繕等を計画的に実施するものとする。</p> <p>5.1.2 排水機場回りの点検 排水機場及び接続する排水路等は、巡視・点検を計画的に実施し、必要に応じて整備、除草、塵芥処理、堆積土砂の排除等を行い、常に良好な状態に保つものとする。</p> <p>5.1.3 騒音振動対策及び環境保全 排水機場からの騒音、振動、排出ガスについては、各々関係する法令に準拠し適切な環境を保全するものとする。</p> <p>5.2 事故の防止 排水機場及び排水路の管理要員及び周辺住民等の安全を図るため、安全施設の設置、保全等を実施し、事故の防止に努めるものとする。排水機場からの騒音、振動、排出ガスについては、各々関係する法令に準拠し適切な環境を保全するものとする。</p>	<p>【主要項目3】 保全管理の対象を構造物と設備に再編。 「維持管理」を「保全管理」に名称変更。</p> <p>一定規模以上の地震、洪水又は大雨が発生した場合の臨時点検、応急措置について記述。</p> <p>排水機場の運転にあたっての周辺環境への配慮事項について記述。</p>

改 正		現 行	備 考
基 準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）		
<p>9 設備の保全管理</p> <p>排水機場の正常な機能を維持するため、設備の点検及び整備を計画的に実施して、<u>設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</u></p>	<p>9.1 一般事項</p> <p>設備は、劣化等による性能低下の予防又は回復のために操作時、日常、定期、臨時、休止期間ごとに周期と点検項目を定めて、確実に排水運転ができるよう点検及び整備を実施するものとする。</p> <p>また、<u>点検及び整備については、各機場の実態に即し、その機能を長期に亘って維持するとともに、使用している間の費用を低減するよう配慮するものとする。</u></p> <p>9.2 完成図書等の整備</p> <p>設備の完成図書及び取扱説明書は、整理して保管しなければならない。</p> <p>また、付属品及び予備品についてもこれを適正に保管するものとする。</p> <p>9.3 データの整理と保管</p> <p>設備の点検及び整備の結果を記録したデータは、その活用を図るために整理し、保管するものとする。</p> <p>9.4 ポンプ設備</p> <p><u>ポンプ設備は、確実に運転管理できるよう計画的に点検及び整備を行い保全管理しなければならない。</u></p> <p>9.5 付帯設備</p> <p><u>付帯設備は、各機器が確実に運転管理できるよう計画的に点検及び整備を行い保全管理しなければならない。</u></p>	<p>第6章 設備機器の管理</p> <p>6.1 一般事項</p> <p>設備機器の正常な運用を維持するため、点検、整備、修繕等を計画的に実施しなければならない。</p> <p>6.2 完成図書等の整備</p> <p>設備機器の完成図書及び取扱説明書は、整理して保管しなければならない。</p> <p>また、付属品及び予備品についてもこれを保管するものとする。</p> <p>6.3 データの整理と活用</p> <p>設備機器の点検、整備等の結果を記録したデータを整理し、その活用を図るものとする。</p> <p>6.4 ポンプ設備</p> <p>ポンプ設備は、操作時、日常（定時）、月例、定期、臨時、休止期間等においてそれぞれ点検及び整備を行い、正常な運転ができるように管理しなければならない。</p> <p>6.5 電気設備及び付帯設備</p> <p>電気設備及び付帯設備は、各機器が常時正常な作動ができるように管理しなければならない。</p> <p>（電気設備はポンプ設備及び付帯設備に含まれる）</p> <p>6.6 制御設備等</p> <p>制御設備等は、各機器が常時正常な作動ができるように、管理しなければならない。</p> <p>6.7 定期整備</p> <p>設備機器の定期整備は、標準の耐用年数を保持するため、適正な周期で計画的に実施しなければならない。</p>	<p>【主要項目3】</p> <p>設備の保全管理については、<u>周期的な点検整備を行い、機能を長期に亘っての機能の維持と費用の低減への配慮について記述。</u></p> <p>電気設備及び付帯設備、制御設備等はポンプ設備に構成を変更。</p>

改 正		現 行	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)		
<p>10 土地改良財産の管理 土地改良財産の管理については、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び土地改良法(昭和24年法律第195号)並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則、通知等に定めるところによらなければならない。</p>	<p>10.1 管理受託のための準備 土地改良財産(以下「財産」という。)の予定管理者は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、法令上必要な手続きを進めなければならない。 その際、受託後の管理が適正かつ円滑に行われるよう所要人員の確保と管理技術の習得に努めるなど、管理体制の整備を図らなければならない。</p> <p>10.2 管理委託協定 予定管理者は、財産の管理を受託するに当たり、土地改良財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第23号)第5条に基づき、国と管理委託協定を締結しなければならない。</p>	<p>第7章 財産の管理 7.1 財産の管理の根拠法令 本章に規定する財産とは、「土地改良財産」をいう。 財産の管理については、国有財産法及び土地改良法並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則及び通達に定めるところによらなければならない。</p> <p>7.2 土地改良区における財産の管理受託の準備 7.2.1 土地改良区が管理受託のためにとるべき法令上の手続 財産の予定管理者である土地改良区は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、下記の法令上の手続を進めなければならない。 ア.土地改良法第7条第1項又は第48条第1項の規定による受託管理に係る財産の維持管理事業計画の作成又は変更 イ.土地改良区の定款及び規約の整備 ウ.電気事業法第52条の規定による保安規程の作成又は変更及び同法第72条の規定による主任技術者の選任と所轄地方通商産業局長への届出</p> <p>7.2.2 土地改良区における管理受託体制の整備 財産の予定管理者である土地改良区は、受託後の財産の管理が適正かつ円滑に行われるよう所要人員の確保と研修に努めるなど、管理体制の整備を図らなければならない。</p> <p>7.3 財産の管理委託協定 土地改良区は、財産の管理を受託するに当たり、土地改良財産取扱規則に基づき国と管理委託協定を締結しなければならない。</p>	

改 正		現 行	備 考
基 準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）		
	<p>10.3 管理費予算の作成 管理受託者は、管理受託した財産の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理ができることを目標としなければならない。 その際、管理受託者は、管理費に充当するための組合員等に対する賦課金が年度により著しく増高することのないよう配慮し、中長期計画のもとに管理費予算を作成するよう努めるものとする。</p> <p>10.4 財産の他目的使用 管理受託者は、管理受託した財産を他目的に使用し、又は収益させようとする場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、財産を総合的に利用させることが関係農家の利益に合致する場合に限り行うことができる。 なお、財産の他目的使用の場合の使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行うものとする。</p> <p>10.5 財産の改築、追加工事等 <u>管理受託者は、改築、追加工事等について、当該工事を行おうとする者から申し出を受けた場合は、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。</u></p> <p>10.6 管理台帳の具備 管理受託者は、受託に係る財産について、その内容を記載した管理台帳を備えておかななければならない。</p>	<p>7.4 管理費予算の作成 7.4.1 管理費予算の作成 土地改良区は、受託した財産及びその他土地改良区が管理する施設の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理ができることを目標としなければならない。 その際、管理費に充当するための土地改良区の組合員に対する賦課金が年度により著しく増高することのないよう配慮し、中・長期的計画のもとに管理費予算を作成することが望ましい。</p> <p>7.4.2 地区除外に際しての管理費賦課金の決済 土地改良区は、農地転用等により利益を受けない土地を地区から除外する場合には、今後の管理の適正を確保するため、自ら定めた「地区除外等処理規程」に基づいて、当該土地に対して翌年度以降賦課する予定であった管理費賦課金相当額を決済金として徴収できる。</p> <p>7.5 財産の他目的への使用等 7.5.1 他目的使用等の承認申請 土地改良区は、管理受託した財産を他目的に使用し、又は使用させようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、関係耕作者の利益に合致する場合に限り行うことができる。</p> <p>7.5.2 電柱、水道管、ガス管等を設置させる場合の使用料算定基準 財産に電柱、水道管、ガス管その他の工作物を設置させる場合の使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行う。</p>	<p>今後、機能保全に伴う改修・整備工事増加が見込まれることから、財産の改築、追加工事にあたっての承認及び台帳整理の必要性について記述。</p>